

国自旅第129号
平成13年12月26日
一部改正 平成16年 9月16日
一部改正 平成17年 3月30日
一部改正 平成18年 9月15日
一部改正 平成20年 6月27日
一部改正 平成24年 7月31日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間の設定方針
について

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号）の施行に伴い改正道路運送法（以下「法」という。）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査に要する標準的な期間を下記のとおり定めたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）及び運輸支局（陸運事務所を含む。）においてはこれを目安としたうえ、地域事情をも踏まえて標準処理期間を定め公示することとされたい。

なお、本設定方針については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長に対して別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 事業の許可（法第4条第1項）

3ヶ月（上限運賃料金の認可を含む。）

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和26年運輸省令・建設省令第1号）第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」（平成18年9月15日付け国自旅第162号）1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとされたい。

2. 事業計画の変更認可（法第15条第1項）

（1）路線の新設に関するもの

3ヶ月（上限運賃料金の認可を含む。）

なお、高速自動車国道等の新規供用に伴う経路変更事案（いわゆる「乗せ替え事案」）及び既存路線の一部延長事案等の軽微な事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ月、道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議等で協議の調った事案については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとされたい。

（2）路線の新設以外のもの

2ヶ月

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び地域公共交通会議等で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとされたい。

3. 上限運賃料金の認可（法第9条第1項）

3ヶ月

なお、停留所の新設及び位置の変更に伴う上限運賃の設定（変更）については、概ね1ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとされたい。

4. 運送約款の認可（法第11条第1項）

1ヶ月

5. 協定の認可（法第19条第1項）

3ヶ月

6. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）

3ヶ月

なお、事業の許可申請又は事業計画の変更認可申請を伴わない事案については、概ね2ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとされたい。

7. 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項）

3ヶ月

8. 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項）

3ヶ月

9. 相続の認可（法第37条第1項）

2ヶ月

附 則（平成16年9月16日 国自旅第152号）

改正後の規定は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成17年3月30日 国自旅第307号）

改正後の規定は、平成17年5月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第153号）

改正後の規定は、平成18年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第108号）

改正後の規定は、平成20年7月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成24年7月31日 国自旅第233号）

改正後の規定は、平成24年7月31日以降に申請のあったものから適用する。